

## 仙北市観光ブランド「田沢湖・角館」ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市観光ブランド「田沢湖・角館」ロゴマーク(以下「マーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マークを使用しようとする者は、あらかじめ「田沢湖・角館」ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、仙北市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、「田沢湖・角館」ロゴマーク使用届(様式第2号)による届出のみとする。

- (1) 仙北市内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 仙北市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、承認の手続きを必要としないと市長が認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マークの使用を承認するものとする。

- (1) 仙北市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 仙北市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) マークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) そのほか、市長がマークの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、「田沢湖・角館」ロゴマーク使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。

3 市長は、マークの使用を承認するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付けることができる。

(使用上の遵守事項)

第4条 マークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドに定められた使用方法と著しく異なる方法で使用しないこと。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困

難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第5条 マークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「田沢湖・角館」ロゴマーク使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「田沢湖・角館」ロゴマーク使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第6条 市長は、マークの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マークの使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取り消しは、「田沢湖・角館」ロゴマーク使用承認取消書(様式第5号)をもって行うものとする。

(経費等の負担)

第7条 仙北市は、本要綱によりマークの使用の承諾を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 仙北市は、当該マーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、マークの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。